

令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動実施要綱

第1 運動の目的

新入学の児童・園児に交通安全教育を実施し、その実践を習慣付けるとともに、新入学の児童・園児を交通事故から守る県民意識を高め、慣れない通学・通園路を通い始める時期における子供の交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 期 間

令和5年4月3日（月）から4月12日（水）までの10日間

第3 主 唱

山梨県交通安全対策本部
山梨県交通対策推進協議会

第4 主催機関・団体及び協賛機関・団体

別記1のとおり

第5 運動のスローガン

「守るのは マナーと家族と 君の明日（あす）」

「よく見よう しんごうくるま 右左」

（従来、スローガンの入賞作品のうち、新入学児童・園児向けの運動にふさわしいスローガンを本運動のスローガンとしていることから、上記とする）

第6 運動の重点項目

- 1 新入学の児童・園児に対する交通安全教育の推進
- 2 通学・通園路における交通安全の確保
- 3 新入学の児童・園児を交通事故から守る県民意識の醸成
- 4 新入学の児童・園児及び保護者に対する自転車の安全適正利用の推進

第7 主な実施事項

- 1 新入学の児童・園児に対する交通安全教育の推進
 - (1) 地域や学校（園）において新入学の児童・園児を対象とした交通安全教室を開催し、道路を歩くときや横断するときの注意事項等、交通安全教育指針に基づいた教育・指導を徹底する。
 - (2) 交通安全について親子で学ぶ機会の増加を図るため、新入学の児童・園児に交通安全教材等を配布する。

(3) 幼児交通安全クラブ等の指導・育成に努める。

2 通学・通園路における交通安全の確保

(1) 通学・通園路において、新入学の児童・園児に対し、正しい歩行、安全な道路横断等について実地指導を行うとともに、交差点等での保護・誘導活動を推進する。

(2) 児童・園児の安全を確保するため、通学・通園路における危険箇所の点検を行い、道路交通環境の整備を図る。

(3) 通学・通園路において、交通事故を誘発する違法・迷惑駐車等の指導取締りを徹底する。

3 新入学の児童・園児を交通事故から守る県民意識の醸成

(1) 新入学の児童・園児を交通事故から守る県民意識を高めるため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 運転者に対して、道路への飛び出し、車の直前・直後の横断など、子の行動特性を理解したうえで、思いやりのある運転を行うよう呼びかける。

4 新入学の児童・園児及び保護者に対する自転車安全適正利用の推進

(1) 各関係団体が実施する自転車安全適正利用推進運動における取組を通じて、「自転車安全利用五則」に定める自転車の通行ルールの遵守など自転車の安全適正利用についての広報啓発に努める。

(2) 特に令和5年4月より改正道路交通法が施行となったことから、①「自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶること」、②「自転車に他人を同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせること」、③「保護者は、児童・園児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせること」について、新入学児童・園児及び保護者に対する周知・指導を徹底する。

第8 運動の推進要領

この運動の主催機関・団体及び協賛機関・団体は、この要綱に基づき、相互に連携を図りながら、それぞれの組織の特性に応じた具体的な実施計画を定め、県民運動として組織的かつ効果的な活動を推進する。